

審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言（意匠）

平成27年3月31日

審査品質管理小委員会

審査品質管理の実施体制・実施状況に関し、これらの評価を通じて得られた改善点について、以下のとおり提言する。

1. 評価項目③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知に関するもの

- ・管理職や審査官等、審査に関わる職員の間での品質管理の基本に関する理解の促進
- ・海外ユーザーに向けた英語版意匠審査基準の提供

2. 評価項目④ 審査実施体制に関するもの

- ・必要な審査官数の確保及びその育成

3. 評価項目⑤ 品質管理体制に関するもの

- ・効率性も考慮に入れた品質管理に必要な人数の確保
- ・品質管理専門部署の設置、品質管理官の専任化、品質管理に関する企画立案体制（指揮命令系統）の整備等、体制強化の検討

4. 評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

- ・先行意匠調査を正しく行う上で必要となる最新の製品動向や技術動向等を把握するための国内外企業・団体との意見交換の実施

5. 評価項目⑦ 品質検証のための取組に関するもの

- ・ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づき新たに開始される国際出願の審査に対応した品質監査等、品質管理体制の構築
- ・サーチについての品質監査の検討・実施
- ・ユーザーとの意見交換・意見聴取機会の拡充

6. 評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- ・審査の質の分析・課題の抽出に関する総合的な視点からの検討の充実
- ・ユーザー満足度調査の実施及び品質管理への反映

7. 評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- ・審査の質に関する我が国の取組の情報発信の強化、外国庁の状況に関する情報の収集・分析、人的交流を含めた外国庁との綿密な意見交換・継続的な協力関係の構築

8. その他

- ・審査の質の分析・課題抽出の結果を基に、特許庁の各組織レベルにおける審査に関する生産性を考慮した品質についての目標設定
- ・審査の質を評価するために用いることができ、適切な審査を妨げることのないような定量評価指標の調査・検討